岩手県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により、令和８年９月28日から同年10月26日まで関係書類を縦覧に供する。

令和８年９月18日

岩手県知事　達　増　拓　也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|---|---|---|
| 厳美・滝原ひがし地区 | 当該決定に係る換地計画書の写し | 一関市役所 |